

薩摩川内市工業等促進条例等に基づく課税免除等の流れ

- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業、情報サービス業、旅館業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については当該設備の新增設に伴い増加する雇用者の数が15人を超えること。）
- 要件：一連の工場等の生産設備であって、工場等の建物及び償却資産の事業年度又は年に取得価格の合計額が所定の金額（※）を超えること。 **※別添「課税免除等の区分」をご確認ください。**
- 対象：建物及びその附属設備、機械及び装置、並びに建物の敷地である土地（土地については、その取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があった場合に限る。）

1. 指定申請

- 当該事業年度の工場等の新・増設の**着手前**に特別措置適用対象施設指定申請書（様式第1号）に添付書類を添えて産業戦略課へ提出 **申請者 → 産業戦略課**
- ・特別措置適用対象施設指定申請書（様式第1号）・・・正副2通
- ・事業計画書（様式第2号）、定款及び法人登記事項証明書、最近の事業報告書（決算書）、固定資産税納付額見込書（様式第3号）、企業のパンフレット、その他市長が必要と認めるもの・・・各3部 **※別添「添付書類一覧」をご確認ください。**
- ※固定資産税納付額見込書（様式第3号）は、土地家屋以外の機械設備・装置について作成する。（土地・家屋については、評価額が判明しているもののみ）

2. 指定通知

- 申請内容を審査し、適当と認められる場合には特別措置適用対象施設指定書（様式第4号）を交付 **産業戦略課 → 申請者**

3. 設置完了届

- 指定対象施設の新・増設工事が完了した日から速やかに特別措置適用対象施設設置完了届（様式第10号）を提出 **申請者 → 産業戦略課**

4. 事業開始届

- 指定対象施設が操業開始した日から10日以内に特別措置適用対象施設事業開始届（様式第11号）を提出 **申請者 → 産業戦略課**

5. 課税免除等申請

- 当該事業年度の**確定申告終了後**速やかに市税の課税免除申請書（様式第5号）又は市税の不均一課税申請書（様式第6号）に添付書類を添えて提出 **申請者 → 産業戦略課**
- ・市税の課税免除申請書（様式第5号）・・・正副2通
- ・市税の不均一課税申請書（様式第6号）・・・正副2通
- ※川内地域は様式5号・6号を提出、川内地域以外は様式5号のみを提出
- ・特別措置適用対象施設指定書（様式第4号）の写し、国の税務官署に提出した所得税又は法人税の確定申告書の写し、課税免除の部分とその他の部分を区別した明細書
- ※産業戦略課で提出書類をチェック後、税務課へ提出
- ※市税の課税免除又は市税の不均一課税を決定したときは、当該指定事業者にも**市税の課税免除決定指令書（様式第7号）又は市税の不均一課税決定指令書（様式第8号）**を交付する。 **税務課 → 申請者**

※申請者の事業年度の関係で課税されていない償却資産については、次年度申請になります。